

札幌社保協 FAXニュース

2007年 9月20日(木)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護110番
9月27日(木)です

同居家族のいる要支援(1・2)の人に、ヘルパーを打ち切る そのような一律の指導はしていない

札幌社保協が市の介護保険部門と話し合い

札幌社保協は9/13に市の介護保険課・介護予防担当課と「予防給付についての懇談」を行いました。市側から両担当課長ら5人、社保協からは勤医協在宅、かりふ、勤医協居宅などから15人が参加しました。

同居家族がいたら就労の有無や状態に関わらず訪問介護が認められないのはおかしい
市側は「同居家族がいることで訪問介護(ヘルパー)利用ができないということはない」との見解に、下記の2例を示し確認。包括支援センターが「就労の有無や状況に関わらず同居家族がいるのはダメ」と指導していることも伝えました。

市は「あくまで本人と家族の状態によって判断すべきで、同居家族がいるから訪問介護の利用できないという指導はしていない。紹介事例は打ち切るということにはならない」と回答。社保協は「一律な指導をしていないのであれば、このようなことが起きないようにきちんと指導すべきであ



る」と要請し、今後の区と本庁の会議、包括支援センターの会議などでも徹底することに。

民医連「予防訪問介護サービス利用者316人の実態調査」を紹介

中心的にまとめたかりふ・もみじ台の笹原さんが内容を説明。同居家族がいても月1度も夕食を一緒に食べないなど、同居家族の存在が一律にホームヘルプサービスの制限の根拠にならないことを紹介しました。市側からは「本来国がやらなければならないことを先進的に調査された」と評価の声もありました。

介護認定、自費ヘルパーなど

ガン末期の人が要支援に認定されるなど、認定に問題も感じる。本人の状態を見ず、家族から聞いて帰る調査員もいた。要介護から要支援にされてサービス利用が制限され、自己負担が増えたり、なぜ変わったのか理解できない利用者がある。ヘルパー利用をできないと言いながら、包括支援センターが自費のヘルパー利用を紹介するのはおかしい、などの声も出されました。

包括支援センターについて

センターが本来の役割である介護予防業務や予防活動支援が十分できていない。生活機能チェックリストに不適切な質問項目がある、特定高齢者対象の教室開催に、バスを出したり地域に出張など便宜を図ってという要望もありました。

同居家族がいてヘルパー打ち切りを言われた例

南区74歳女性Kさん(要支援Ⅰ)

ヘルパー掃除を中心に週1回1時間30分。先天性股関節症・肝硬変などの病気を持っている。大病院で3交替勤務の看護師をしている娘と同居。生活リズムが違うため同居とはいえ、食事も含め別世帯の生活状況。うつ傾向も見られ、ヘルパーの支援は精神的に支える役割も果たしている。包括支援センターからヘルパーが使えないと言われ、気分が落ち込んで不安定になった。

白石区80代女性Eさん(要支援Ⅱ)

ヘルパー週2回1時間30分、掃除・入浴介助。変形性膝関節症・腰椎骨折後の腰痛などがある。調理・洗濯などがんばっていたが帯状疱疹後体力の低下が目立つ。60代息子(離婚後、脳梗塞の既往・心臓病あり、タクシー運転手)と同居。息子も日常生活支援やEさんの通院など協力しているが、昼夜逆転生活のため十分なことはできない。